

国港総第519号  
平成23年12月22日

各都道府県港湾担当部長 あて

国土交通省港湾局総務課長

### 港湾法第2条第6項の規定に基づく申請について

平成23年11月29日に閣議決定された『義務付け・枠付けの更なる見直しについて』において、「港湾施設としての認定に係る港湾管理者の国土交通大臣への申請（港湾法第2条第6項）については、当該港湾管理者にとって円滑な事業執行に資する時期に可能であることを各港湾管理者に周知を図ること」とされています。

この閣議決定を踏まえ、港湾法第2条第6項の規定に基づく申請は、港湾区域の変更又は臨港地区の指定を行うことを原則としつつも、各港湾管理者にとって円滑な港湾整備事業等の執行に資する時期に行うことが可能であることを改めて周知いたします。

なお、当局としても、港湾整備事業等の実施に支障が生じないように計画的かつ確実に当該条項に基づく事務処理を進めていくことが肝要であると認識しており、港湾法に基づき適正かつ確実な処理や円滑な事業執行を図るため、「港湾法に基づく適正な事務処理について」（平成22年6月10日付事務連絡）により連絡しているところです。

貴職におかれましても、上記の事務連絡も参考としていただき、適正な港湾の管理運営を確保するとともに、円滑な港湾整備事業等の執行に努めていただくようお願いいたします。

なお、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知方お願いいたします。